「木材・木製品適用基準」の正誤表（令和８年 10 月 30 日付け森保号外森林保全課総括課長通知）

（下線部は正誤部分）

誤

第６章　適用基準

各工種の適用基準は、次のとおりとする。

１　木柵工

１～６Ｂ　（略）

７－Ｂ　材料表及び施工歩掛

B=500、L＝1,800　タイプ　　10m当たり

名称	形状	数量	単位	備考
杭木	皮剥丸太　L=1.8m　φ9cm 10.0m/0.5m=20.0本	20.0	本	
横木	皮剥丸太　L=2.0m　φ9cm 10.0m/2.0m×5段=25.0本	25.0	本	
鉄線	なまし鉄線　#10　3.2mm 1.2m×20箇所×0.063kg=1.51kg	1.51	kg	
釘鋲	N-150 4段×20本×25.0kg÷1,000本=2.0kg	2.00	kg	
目串	生柳　L=20cm　φ=2cm内外 10.0m/0.2m=50.0本	50.0	本	必要に応じて計上のこと
粗朶又は吸出防止材	10.0m×0.5m＝5.0m2	5.0	m2	必要に応じて計上のこと
山林砂防工（普通作業員）	1.92人+1.50人+0.86人=4.42人	4.28	人	
（杭打）	0.12人×0.8×20本=1.92人	1.92	人	
（横木）	0.06人×25.0本=1.50人	1.50	人	
（横木緊結）	(0.15/10箇所×20箇所)＋(0.07人 /10箇所×20箇所×4段)=0.86人	0.86	人	
階段切付	階段幅0.5m	15.0	m	土工事と重複しないよう 必要に応じて計上のこと

注）挿木（目串）、粗朶又は吸出防止材は必要に応じて計上すること。

注）この歩掛は、材料小運搬、杭木先端仕拵えを含む。

※　主に積雪地域等に使用。

※　森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第7 木材利用工 7-3-5 木柵工（E） 参照（一部改変）

※　階段切付（A）は、森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第3 山腹工 3-8 階段切付 参照

正

第６章　適用基準

各工種の適用基準は、次のとおりとする。

１　木柵工

１～６Ｂ　（略）

７－Ｂ　材料表及び施工歩掛

B=500、L＝1,800　タイプ　　10m当たり

名称	形状	数量	単位	備考
杭木	皮剥丸太　L=1.8m　φ9cm 10.0m/0.5m=20.0本	20.0	本	
横木	皮剥丸太　L=2.0m　φ9cm 10.0m/2.0m×5段=25.0本	25.0	本	
鉄線	なまし鉄線　#10　3.2mm 1.2m×20箇所×0.063kg=1.51kg	1.51	kg	
釘鋲	N-150 4段×20本×25.0kg÷1,000本=2.0kg	2.00	kg	
目串	生柳　L=20cm　φ=2cm内外 10.0m/0.2m=50.0本	50.0	本	必要に応じて計上のこと
粗朶又は吸出防止材	10.0m×0.5m＝5.0m2	5.0	m2	必要に応じて計上のこと
山林砂防工（普通作業員）	1.92人+1.50人+0.86人=4.42人	4.28	人	
（杭打）	0.12人×0.8×20本=1.92人	1.92	人	
（横木）	0.06人×25.0本=1.50人	1.50	人	
（横木緊結）	(0.15/10箇所×20箇所)＋(0.07人 /10箇所×20箇所×4段)=0.86人	0.86	人	
階段切付	階段幅0.5m	10.0	m	土工事と重複しないよう 必要に応じて計上のこと

注）挿木（目串）、粗朶又は吸出防止材は必要に応じて計上すること。

注）この歩掛は、材料小運搬、杭木先端仕拵えを含む。

※　主に積雪地域等に使用。

※　森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第7 木材利用工 7-3-5 木柵工（E） 参照（一部改変）

※　階段切付（A）は、森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第3 山腹工 3-8 階段切付 参照

備考

数量の修正